

2. ゴヤス州

ゴヤス州は、バイヤ、ミナス・ゼライス、マツグロソ南・北両州の4州に囲まれ、総面積64.2万Km²、人口386万人で、人口密度は6人/Km²と小さい。ブラジル全セラード地帯の中核に位置し、セラード総面積53.1万Km²で州内でのセラード占有率は88%、ブラジル全セラード面積の3割をしめている。ポロセントロ計画で農地化された面積は1971年から1981年までに、畑地375千ha、牧場335千ha、植林地12千ha、計722千haで、他の4対象州のそれに比べて最も小さい。その中からゴヤス州政府は、カタロン地区、カンボ・アレグレ他2郡にわたる地区ならびにS.T.アリアンサ他2郡にわたる地区の3予備選定地区を本格事業予備選定地区として提示してきた。総面積は95万9,000haである。このうち上記2地区は、ミナス・ゼライス州の現行試験的事業地区、イライ・デ・ミナス、コロマンデル、ならびに、先進入植事業地サンゴタルド等に隣接又は近郊にあって、植生、インフラ、社会・経済的条件は、試験事業地区と、ほぼ同一と見做すことができる。ただ第3地区は、ブラジリアの北方に位置し、第1・2地区とはやや条件を異にするが、開発の優先順位は最下位であるばかりでなく、それに代る地域を選抜することもありうるとされている。いまこれら候補地の土地所有形態、土地利用の現状を示すと下表のとおりである。土地はいずれの地区も90%以上が個人所有で、また80%以上が未利用のまま放置されている。

表Ⅱ-1 土地所有形態

区 分	第 1 地 区		第 2 地 区		第 3 地 区	
	農場数	面積 ha	農場数	面積 ha	農場数	面積 ha
地 主	2,018	379,277	5,637	1,909,821	2,129	1,470,455
借 地	65	7,020	190	33,471	51	29,327
歩 合	25	6,657	123	4,044	90	20,902
占 有	95	15,233	303	41,633	380	68,247
申 告 な し	5	290	27	17,260	23	5,668
計	2,218	408,480	6,280	2,006,231	2,568	1,573,247

出所：1980年農牧センサス

表Ⅱ-2 土地の利用現状

区 分	第 1 地 区		第 2 地 区		第 3 地 区	
	面積 ha	%	面積 ha	%	面積 ha	%
短 期 作 物	19,299	4.7	130,302	6.5	41,005	2.6
永 年 作 物	718	0.2	10,533	0.5	3,280	0.2
造 成 牧 場	28,380	6.9	168,376	8.4	292,483	18.6
そ の 他	360,033	88.2	1,697,020	84.6	1,237,279	78.6
計	408,480	100	2,006,231	100	1,573,247	100

出所：ゴヤス州；セラード拡大計画プロポーザル：1983/8

これらの地区に導入できる農作物は、試験的事業地とほとんど同じで、大豆・米・とうもろこし・小麦・コーヒーと牧畜である。そして土地改良によって達成できる単位収量も候補地区の1981/82年作物栽培統計からすればかなりの高水準（試験的事業地並かそれ以上）が期待できよう。

表Ⅱ-3 予備選定地区の栽培作物（1981/82年）

	第一地区			第二地区		
	面積	生産量	単収	面積	生産量	単収
大豆	1,288 ^{ha}	1,932 ^{トン}	1.5 ^{トン}	4,010 ^{ha}	6,780 ^{トン}	1.7 ^{トン}
米	3,550	3,765	1.1	31,509	27,529	0.9
とうもろこし	10,290	15,272	1.5	8,450	10,366	1.2
牧畜	頭数 千頭	牛乳生産 千ℓ	単収 ℓ	頭数 千頭	牛乳生産 千ℓ	単収 ℓ
	184	9,835	53	503	32,075	63

出所：ゴヤス州；セラード拡大計画プロポザール：1983/8

輸送事情は第一、第二地区とも最寄都市への交通が非舗装道路を含めて完備されているし、第一地区は地区内に鉄道が走っていて、穀物輸送に利用できよう。

ゴヤス州は、これまで、リオとオリモンザ開発計画—かんがいを取り入れた、5,000 haの入植地に米と大豆を導入する、アルトパライバ計画（14,000 haを対象に、小麦、大豆、果樹を導入して小農の定着をめざす）、ならびにパラナ川流域開発計画（米、大豆、果樹の導入）などを手掛けてきた。また、北部ゴヤス地方ではカラジャス農業開発が国際機関の援助で、ゴヤニアの北部セイレスでは50万ドルの世銀融資で養蚕開発が進められている。そして、拡大計画については、州政府が野党色なため、これまで消極的であった。しかし、ミナス・ゼライス州に於ける試験事業の実地視察などで、現行試験の事業が、機械化を中心とする近代的農業経営の導入、組合組織活動の活発化、技術的に疑問視されていた小麦の導入が成功していることなどが認知されるに及び、最近になって州知事、企画院、農牧普及公社などを中心に、にわかに拡大計画にたいして積極的姿勢を打出しはじめている。ただ、州の開発銀行は漸く設立されようとしている段階であり、農業協同組合組織は充分確立されていないなど、開発支援体制の立遅れが感じられる。

3. 南マット・グロッソ州

南マットグロッソ州は、ゴヤス州の西南に位置し、サンパウロ州ならびにパラグアイ国に接している。鉄道・道路網がサンパウロ方面に通じており経済的には所謂、サンパウロ圏に含まれる。総面積350万km²、人口140万人（1980年調査）、人口密度は3.9人で、本格事業対象州の中では最も疎である。州内のセラード面積はカンポを含めて145万ha弱で、全面積の41%、3州の中では一

番割合が小さい。しかしポロセントロ計画で農地化された面積は、1975～81年間に畑地40万ha、牧場20万ha、植林地40万ha、計100万haに達している。

セラード、カンポを合わせた145万haのうちから8地区、合計114万haが予備選定地区として提示された。これら予備選定地区は、北部、東北部、東部、中央部、南東部にそれぞれ分散されているが、共通点として、それぞれポテンシャルを持ちながら、入植利用が進んでいないということである。

州全体の主要農産物栽培状況をみると下表にみられるとうり、面積・生産高ともに大豆が最も多く、次で米である。しかし米は、入植後1～3年作付されて、その後大豆、とうもろこしや改良牧野へスイッチされる。したがって、1979/80年の生産量に比べると減少し、それに代って、大豆や、とうもろこしが伸びている。また牧野の拡大で牛の飼育頭数は1975年の887万頭から80年の1,185万頭へと大幅に増加している。

表Ⅱ-4 予備選定地区の栽培作物

	1981/82年			1979/80
	ha 作付面積	千トン 生産量	トン 単収	千トン 生産量
大豆	842,561	1,537	1.82	1,322
米	315,036	339	1.08	508
小麦	161,015	109	0.68	110
とうもろこし	144,881	257	1.77	188
フェジョン	20,506	11	0.56	} 23
雨期 乾期	29,724	13	0.43	
綿	41,465	61	1.47	69
	1975年	1980年		
牛飼育頭数	千頭 8,871	千頭 11,857		

出所：南マット・グロン州；セラード拡大計画プロボザール

ここで特徴的なことは、他の対象州でみられなかった、棉の栽培が行われていることである。そしてまた、コーヒー栽培には標高が低いため不適當であることが指摘される。したがって、この州におけるセラード地区営農計画は、大豆、米、小麦、とうもろこし、棉、ならびに牧畜の組み合わせで樹てらるべきで、コーヒー園の造成は見送る方がよいと思われる。

州内輸送事情は、道路網が中心で、幹線道路は概ね舗装されている。そしてサンパウロ州の主要都市へ連絡している。一方鉄道も、コロンバよりカンポ・グランデを経てサンパウロ市へ通じているし、水路はパラグアイ川及びその支流が、重要な輸送路として利用されている。電力はこの川のウイークポイントの一つで、今後の開発が期待されることである。

州内にはブラジル銀行、BNCCの支店があって金融事情は問題ないが、州独自の開発銀行はこ

れから設立されるところである。

マツ・グロソ州の南北、分離後4年と日なお浅いこともあって、南マツ・グロソ州の組織が未確立で開発計画もこれからといったところである。現在州は企画院を中心に84年を初年とする経済開発4ヶ年計画が進められようとしている。その主なねらいは、地域の特性を生かした農村開発をすすめることによって地域格差をなくし、また大農場を少なくして規模の平均化を行なわんとするものである。具体的には、西南部湿潤地帯の開発、カンボ・グランデ周辺の穀作、園芸作物の奨励、北東部の遅れた、地方の総合開発などがとりあげられようとしている。拡大計画に対する組織的なとりくみはこれからで、他州に比べるとやや立遅れの感がない訳ではない。その上、土地価格の高水準と高騰化傾向がこの州のセラード開発を困難にしている。

Ⅲ 本格事業地の営農パターン

本格入植事業におけるモデル・ロッテの営農収支計画を例にあげると以下のとおりである。

モデル農家は400haの入植地を組合を通じて取得したのち、開墾土地改良を行い下表のような作付計画に従って農作物の栽培を開始する。

表Ⅲ-1 入植地の作物栽培と採草放牧地

(ha)

	初 年	2 年	3 年	4 年	5 年
大 豆	120	70			
〃		120	120	120	120
〃			70	70	70
〃			10	10	10
稻	20	50			
〃			40	40	40
とうもろこし (小 麦)			(50)	(50)	(50)
コ ー ヒ ー	12*	12*	12	12	12
採草放牧地		60	60	60	60
合 計	152	312	312	312	312

注 ()は大豆作の裏作、*は未成園。

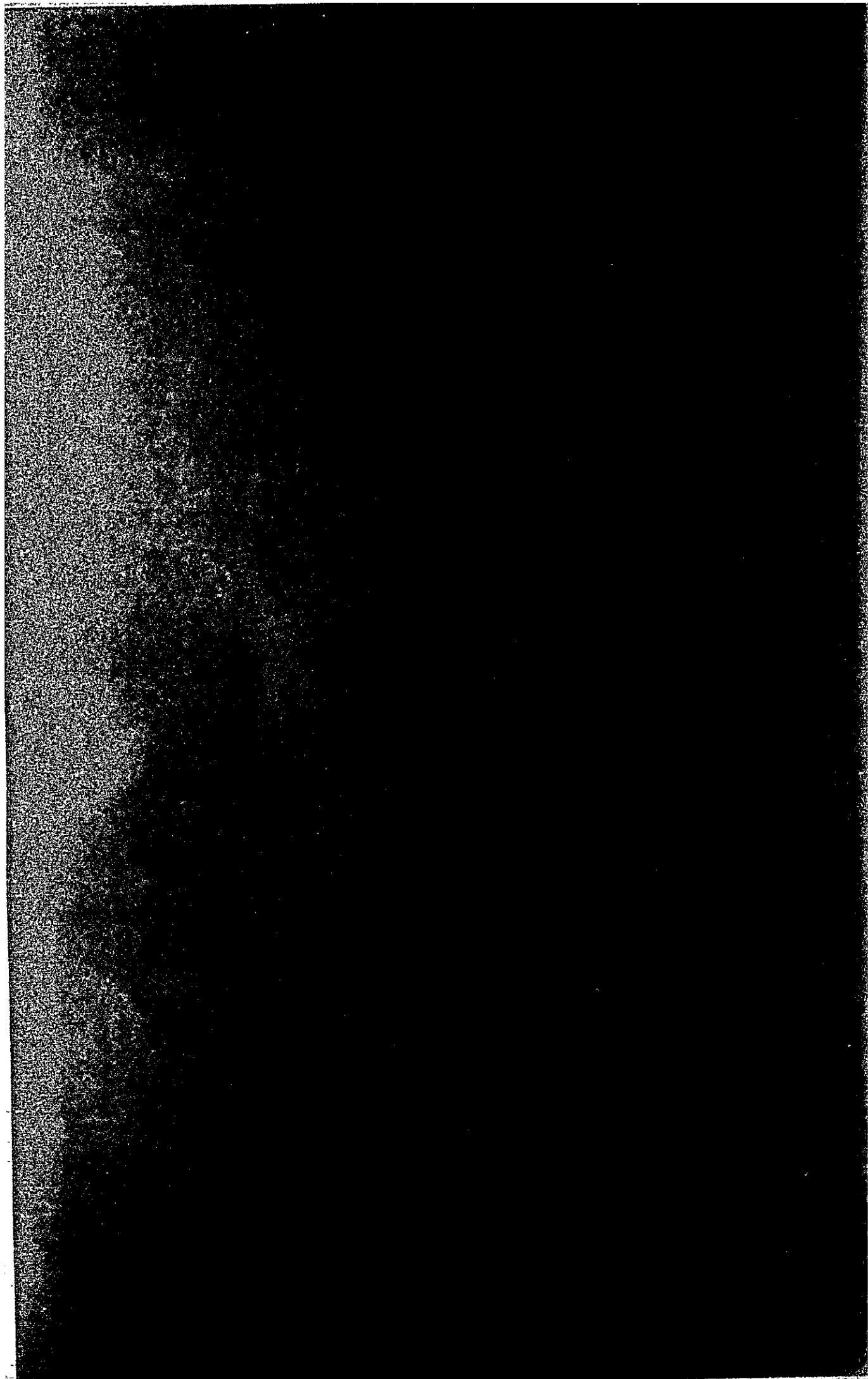
すなわち、初年度に改良された140haの耕地に大豆と稲が栽培される。一方12haのコーヒー園が造成され、苗木が植付られる。2年度には新たに開墾改良された100haに、大豆と稲が作付され、同時

に採草放牧地 60ha が造成される。この 60ha には 2ha の採草圃場を含み、改良牧草の播種が行われる。3年目になると稲に代ってとうもろこしが導入され、また稲作地の 1 部は大豆へ転換されよう。そして早生大豆の裏作として小麦の栽培が試みられよう。一方コーヒー園は 3 年目から成園となり収穫が開始される。2 年目の後半から放牧された家畜は、3 年目から牛乳、幼牛の生産がはじまる。かくて 4 年目後半から 5 年目にかけて、入植営農は安定生産に入る。

本格事業の入植農家は、農業協同組合が選定し、CPA、農業省が承認したもので、栽植企業は含まない。

第 四 章

金融制度と特別プログラム



農業金融制度と運用の現状

1 制度の沿革

ブラジルの農業金融制度は、戦前 1937 年、ブラジル銀行に農工業融資局が設けられたときに始まり、これにより長く農業に対する政策的資金の導入がはかられてきた。しかし、今日みる農業金融制度が全国的に確立され、農業開発のための最も重要なインセンティブとしての役割を果たすようになったのは、1964 年の軍事政権樹立後のことである。

ブラジルでは、戦後 20 年間にわたる工業化政策の結果として、60 年代初め頃からインフレの加速、成長率の鈍化、農工間の格差の拡大等の問題が顕在化し、深刻な混乱をもたらした。この混乱のなかで生れた軍事政権は、財政の緊縮、賃銀、物価の抑制等ドラスティックなインフレ抑制策を講ずる一方、価値修正制度の採用、強制的貯蓄制度の導入、銀行制度の改革、農業開発の促進等成長率の回復と農工間のひずみの是正策を打出した。これまでとかく軽視されてきた農業部門が漸く見直され、農業重視政策がとり入れられるようになったのである。

軍事政権の農業政策は、大規模な計画による農業領域の拡大、技術開発による農業の企業化、農業融資、農産物の価格保証、流通の改善、税制恩典等経済的インセンティブによる持続的成長の維持を戦略的手段とし、今日に受け継がれているものであった。農業融資は生産の持続的発展のための最も重要な経済的インセンティブとされ、制度の画期的な整備がはかられた。

1964 年 12 月、銀行制度改革法に基づき、金融政策の最高決定機関として新たに国家通貨審議会 (CMN) が設けられるとともに、政策の実施監督機関としてブラジル中央銀行が設けられ、銀行制度の改革がはかられたが、これより 1 年遅れて 1965 年 11 月、農業金融制度法が制定され、農村信用システム (Sistema Nacional de Crédito Rural - SNCR) の制度の基礎が確立された。

また、1967 年には、農村信用制度法に基づき、中央銀行決議第 69 号が施行され、銀行 (estabelecimentos bancários) は、所定の預金 (当座性預金) の 10% を農村融資に当てなければならないこととされ、民間金融機関の農業融資への参加義務が具体的に定められた。

さらに、農村信用制度法とはほぼ同じ時期の 1969 年 9 月に農業と工業のための総合基金 (Fundo Geral para Agricultura e Indústria - FUNAGRI) が創設され、農業及び工業信用に向けられる資金の統制、調整措置が講ぜられ、その後特定の部門、地域を対象とした数多くの基金及びプログラムが FUNAGRI の副勘定又は独立勘定として設けられ、資金の充実がはかられた。

農業金融制度は、その後の経済情勢の変化等により、夥しい数の規則、規定、決議、特別プログラムが定められ、融資条件や資金の調達等制度の運用に改善、変更が加えられている。しかし、制度の根幹は今日も変りはない。

2. 制度の概要と特徴

(1) 制度の性格と目的

農業信用制度法によると、第1条、第2条において、農村信用は公的、私的金融機関により農業生産者又はその協同組合に金融的資金を補給するもので、国の農業開発政策に従い、かつ市民の厚生を考慮に入れて分配され、運用されるとし、農村信用が金融ベースの資金を補給するとともに、農業政策を資金的に裏付けるという基本的な性格をもっていることが明らかにされている。

また第3条には、制度の目的として次の4つを掲げている。

- 1) 農産物の貯蔵、加工を含む農村投資の増加の奨励
- 2) 適時、適切な営農費用及び農畜物商品化に対する便宜の供与
- 3) 農村生産者、特に中小規模生産者の経済的強化
- 4) 生産の合理化の奨励、生産性の向上、農村生産者の生活水準の向上、土壌の適切な保全

すなわち、農村信用の目的が、農業生産の特殊性に対応して、農業の資本形成と技術の導入、営農及び農畜物商品化資金の適時、適切な供給、農村生産者とくに中小規模生産者の経済力の強化をはかりその不利を補正することにあることが明記されている。

(2) 農村信用の組織

農村信用は農村信用システム(SNCR)を通じて行なわれる。システムは図-1のように、通貨審議会の政策をうけて中央銀行が管理に当たり、全ての銀行が構成員となり、関係機関が連結、参加して組織される。構成員となる銀行は、ブラジル銀行、アマゾン銀行、ブラジル東北銀行、及び協同組合信用銀行が基本的機関とされ、州の銀行、貯蓄銀行、商業銀行、投資銀行、信用事業を行なう協同組合が補助機関とされる。また、内国植民農地改革院(INCRA)及び経済社会開発銀行が連結機関となり、公的地域開発機関及び技術援助団体等が参加機関となる。

このように、ブラジルの農村信用組織は、専門の農業金融機関を設けて行なう方式でなく、既存の官民銀行等を活用し、それにはほぼ全面的に依存する方式をとっている。もちろん、既存の銀行のなかで公的機関の比重が大きく、とくにブラジル銀行の比重が圧倒的に大きい。商業銀行等民間金融機関の参加を強制、奨励している点が大きな特徴となっている。また、これに公的地域開発機関や技術援助団体等を参加させ、融資と技術援助の一体化をはかることとしているのも特徴的である。

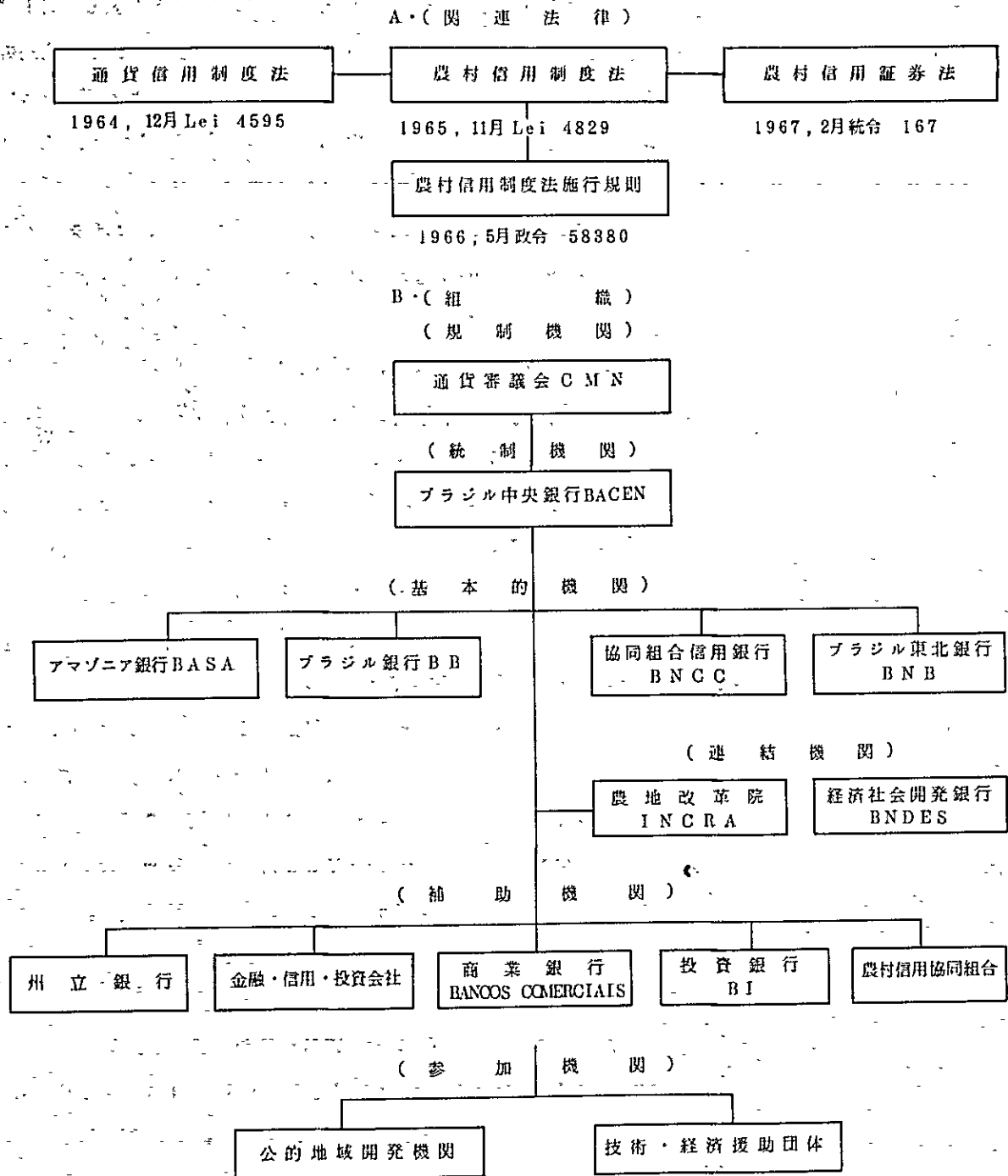
(3) 融資の種類

融資は、一般農業融資と、特別プログラムに対する融資の2つに大別される。

一般農業融資はその対象によって生産費融資、固定資産融資、商品化融資に区分される。生産費

図-1 農村信用制度

Sistema Nacional de Crédito Rural (SNCR)



融資は、肥料、農薬等の短期(原則として2年以内で、一般短期作の場合は収穫後120日以内に返済)の営農資金の融資、固定資産融資は、農地造成、土壌改良等(原則として12年以内)、大型機械の購入等(原則として5年以内)の投資資金の融資である。また商品化融資は、農畜産物の貯蔵、加工に必要な流通準備資金(期間は原則として240日以内)の融資、農産物の有利な販売のための貯蔵期間に必要な資金の融資(農産物価格保証制度による政府融資—*Empréstimo do Governo Federal*—EGF)のほか、仲介人の農産物購入の際振出した約束手形の割引(原則として120日以内)である。

特別プログラムに対する融資は、政府の農業開発政策に沿って、特別の地域あるいは農業活動に対する生産費及び投資資金の融資で、中央銀行の管理する基金から金融代行機関を通じて融資される。

このように融資については、制度の基本的性格と目的に即し、農業の生産、流通に関する短期、長期の資金を供給する一般農業融資のほかに、特別の地域や農業活動を対象としてもっぱら投資資金を供給する特別プログラムを設け、経済的インセンティブとしての役割を十分にもたせることとしている点が注目される。また、商品化融資を農産物価格保証制度とリンクさせ、融資と価格安定とを包括したシステムとしている点も特徴的である。

(4) 融資の条件

融資の条件は国家通貨審議会によって定められることとなっており、非農業融資よりも緩和がはかられ(農村信用制度法では商業信用の銀行金利の4分の1格安でなければならないとされた。)、また、小農については優遇措置がとられ、さらに、農業信用保険への加入が義務づけられる。特別プログラムについては、多くの場合特別の優遇措置がとられ、一般農業融資よりも緩和されてきた。このような融資条件の緩和はいうまでもなく、財政資金による利子補助と銀行に対する低利の農村融資の義務づけによって行なわれており、ブラジルの農業融資制度の大きな特徴となっている。

(5) 資金の調達

伯国の場合政府通貨当局による融資資金は次の源泉から調達することとされている。

- 1) 「基金及びプログラム」(FUNAGRI等特別プログラム用資金)
- 2) 財政移転
- 3) 金融機関の中央銀行強制預託金
- 4) 農村信用システムに参加する機関の自己資金
- 5) 外国資金
- 6) 収益金その他

なお、1)の「基金及びプログラム」とは、特別プログラム用の資金勘定で、農業の場合はFU

NAGRI(農業と工業のための総合基金)と PROTERRA(「北・東北伯農地再配分及び農工業振興プログラム基金」で資金量は少ない)があり、その調達源泉は次のとおりである。

- 1) 中央銀行前貸し(adiantamentos)
- 2) 銀行の農村融資義務に伴う中央銀行預託金
- 3) 外国資金
- 4) 財政移転(コーヒー、ココア等農産品輸出税)
- 5) 収益金その他

これら資金のうち、中央銀行の管理する「基金及びプログラム」(特別プログラム用資金)は、特別プログラムに対する融資として、ブラジル銀行、商業銀行等金融代行機関に再融資(Repasse)される。また、中央銀行のこれら基金及びプログラム資金以外の一般農業融資向資金は主にブラジル銀行経常勘定(conta de movimento)に移転される。従って、ブラジル銀行の場合は、中央銀行からの「基金及びプログラム資金」(特別プログラム用資金)の再融資及び移転による資金が主な源資となる。一方、商業銀行の場合は、中央銀行からの「基金及びプログラム資金」(特別プログラム用資金)の再融資と自己資金が主な源資となる。(図-2)

銀行は、中央銀行決議69号に基づき、所定の預金(預金総額から通貨価値修正付定期預金、為替操作に連結した預り金、公共団体等の過渡的預金等を除いた残額)の10%(現在はこの率が大幅に引き上げられている。)を農村融資に当てなければならないこととされ、この義務の履行を欲しないか、又は履行することができないものは、相当額を FUNAGRI に貸記するため中央銀行に預託しなければならないこととされている。従って銀行は、融資義務に基き一般農業融資を行なう場合は自己資金をもってこれに当て、代行機関として特別プログラム融資を行なう場合は中央銀行の再融資を受けることとなる。

このように、ブラジルの農業金融制度においては、資金を公的資金のみならず、民間資金をも強制的に直接調達することとしている。

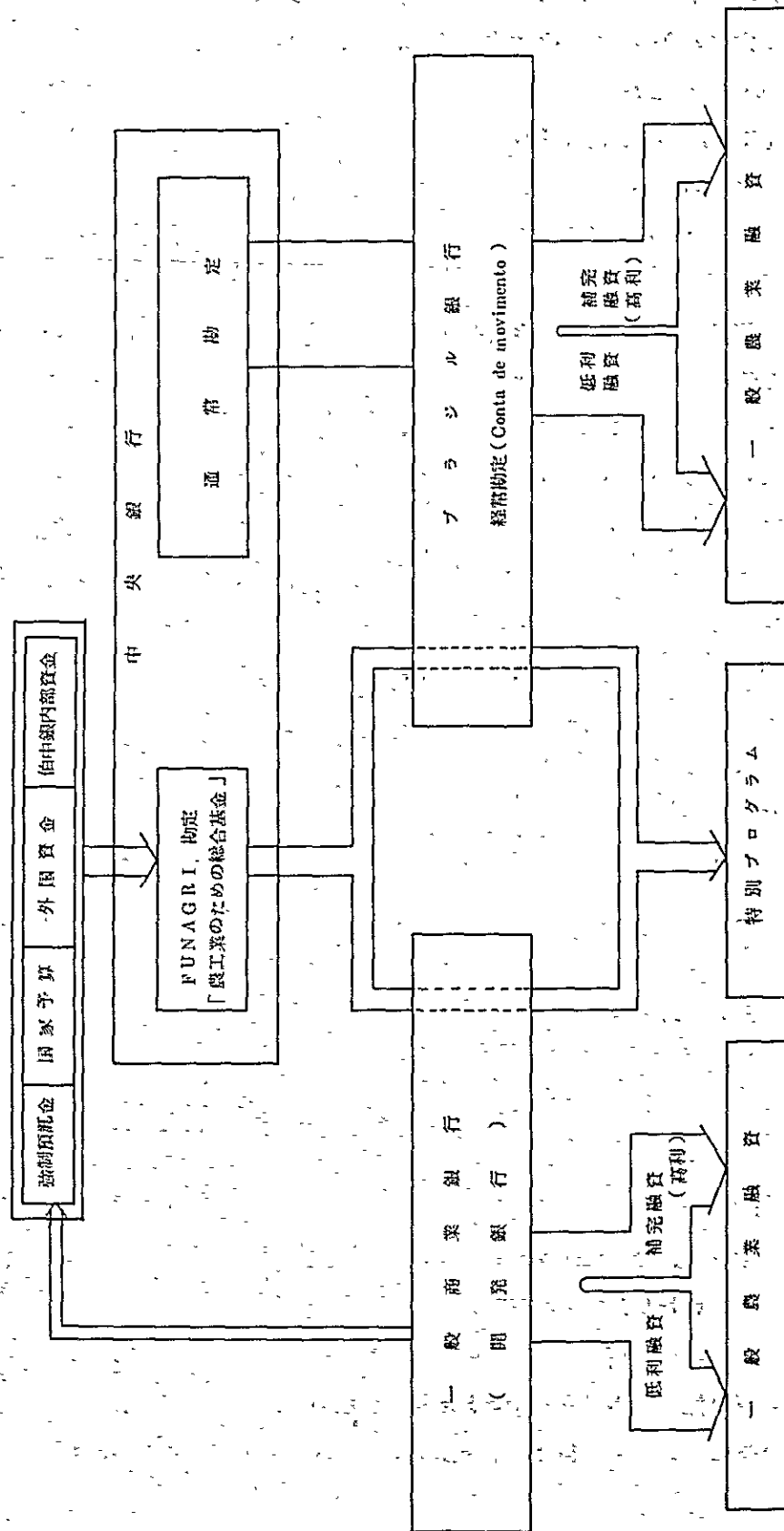
3. 制度の運用状況

(1) 1968年から1974年まで

ブラジル経済は、1967年までに軍事政権による経済の再建に成功し、1968年から73年までいわゆる「ブラジルの奇跡」といわれた高い成長を実現し、インフレも鎮静化した。この間、シルバ政権(1967.3~69.8)、これにつづくメジシ政権(1969.10~74.3)は、インフレと成長の共存を基調に、積極的な需要の拡大、外資導入政策をとり、金融面では最高金利の設定による金利の引下げをはかり、農業融資についても有利な利子補助による金利の引下げ、貸出しの拡大をはかった。

農業融資の貸付金利は、表-1のように、当初の生産費、固定資本融資とも年14~18%(最低

図-2 現行の農業金融の原資とその流れ



(特別プログラムの種類)

1. PROFIR (灌溉機器購入資金貸付プログラム)
2. POLONORDESTE (東北伯統合開発プログラム)
3. PROJETO SERTANEJO (東北伯半乾燥地帯開発援助特別プログラム)
4. PROHIDRO (東北伯半乾燥地帯水資源利用プログラム)
5. POLOAMAZONIA (アマゾン開発プログラム)
6. PRONAZEM (農場内貯蔵施設建設国家プログラム)
7. PROCAL (農業用石灰国家プログラム)
8. PROALCOOL (アルコール国家プログラム)
9. PROINVESTE (農業投資プログラム)
10. PROPEC (畜産開発国家プログラム)
11. PROVARZEA (湿地帯利用国家プログラム)
12. PROBORA III (天然ゴム生産振興プログラム)
13. PROCECER (セラード開発プログラム)

表一 農業融資条件の推移

年 度	1967		1970		1974		1977		1979		1980		1981		1982		1983		
	農家区分	利率	農家区分	利率	農家区分	利率	農家区分	利率	農家区分	利率	農家区分	利率	農家区分	利率	農家区分	利率	農家区分	利率	
		1年以内		1年以上		1年以内		1年以上		1年以内		1年以上		1年以内		1年以上		1年以内	1年以上
生産費融資 (3年まで)	小 14	14	小 13	13	小 13	13	小 13	13	小 13	13	小 24	24	小 35	35	小 35	35	小 35	35	
固定資産 融資 (12年まで)	小 14	14	小 13	13	小 13	13	小 13	13	小 13	13	小 29	29	小 35	35	小 35	35	小 35	35	
	大 18	17	大 17	17	大 17	17	大 17	17	大 17	17	大 38	38	大 45	45	大 45	45	大 45	45	
商品化融資 (5年以内)	小 16	15	小 15	15	小 15	15	小 15	15	小 15	15	小 26	26	小 26	26	小 26	26	小 26	26	
備	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料2(6%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息9(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	12%以上及び固定資産 融資は、最低貸付 1年以内のもの、利息 12%+手数料1(5%、 1年以上及び固定資産 融資は、利息8(7%+ 手数料10%、近代化 融資は、利息7(5%+ 手数料11%、金融機関 に10%以上の補助金支 給。	
特別 プログラム	(1967年以前) SUNFRUIT FDAP PROBOR 主要プログラムの決定 及び条件	(1972) PROTERRA	POLONORDESTE (1976) PROCAL PRONAZIN PROALCOOL PROAGRO POLAOENTRO	PROPEG (1976) PROBERTANEJO (例) POLOCONTRO融資条件 第1回増地7% (肥料、石炭無利息) 固定資産15-18% 農地造成 15% 生産費 15%	PROBGER PROBIDRO	(生産費融資) 小 12-15 大 15 (固定資産融資) 小 10-15 大 12-21	PROVARZEA	PROFINR	PROINVESTE	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。	1981年より特別プログラムは、原則として、一般農業融資条件を適用することとした。 但し、SUDAM、SUDENB地域、その他特定プログラムについては貸付額がとら れている。

注 負担率は必要資金のうち自己資金による負担割合(%)、利率は年利(%)。

質銀基準の債務額による小規模農家14%、大規模農家18%)、商品化融資(EGF)年16%から、1970年にはそれぞれ13~17%及び15%に引下げられた。さらに1974年には、生産費及び固定資産融資について13~15%と引下げられた。また、1970年には、生産費融資のうち近代的生産用消費財(肥料、土壌改良剤、改良種子等)は年7%とし、かつ金融機関に対し中央銀行より10%の補助金が交付され、さらに1974年には、生産費のうち近代的生産用消費財は無利息とされたうえ、肥料については1975年より77年の初めまで農家に補助金が出された。

資金の調達面では、表-2、表-3にみられるように、ブラジル銀行に対する中央銀行からの移転の拡大、FUNAGRI資金の充実、銀行の義務的融資枠の拡大がはかられた。

表-2 通貨当局(中央銀行+ブラジル銀行)の総資産に占める

①ブラジル銀行移転及び②「基金、プログラム資金」(特別プログラム用資金)

単位: %

年	総資産に占めるブラジル銀行移転の割合	総資産に占める「基金及びプログラム」の資金割合		「基金及びプログラム資金」総額に占めるFUNAGRIの割合
		源 資	貸 出 し	
1971	38.2	27.1	0.5	16.6
72	35.1	24.4	0.4	15.0
73	36.4	22.6	0.3	27.9
74	45.7	20.1	0.2	31.3
75	49.5	19.8	2.4	39.4
76	49.6	20.2	5.3	49.1
77	51.3	18.6	3.6	53.3
78	47.0	16.4	4.2	47.9
79	48.7	12.4	3.9	46.1
80	50.4	15.1	5.4	50.9
81	43.3	12.5	7.7	48.4
82	51.6	14.8	9.5	56.8

(注) 1) 各年12月末残高

2) 基金及びプログラム(特別プログラム用資金)は中央銀行管理のもので農業関係のものは次のとおり。

(A) FUNAGRI (農業と工業のための総合基金, 1965)

(a) FNRR (農業再融資基金, 1964)

(b) FUNDEPE (牧畜開発基金, 1977)

(c) FUNDAG (農業開発特別基金, 1970)

(d) PROBOR (天然ゴム生産振興プログラム)

(e) PROCAL (農業用石灰国家プログラム, 1975)

(f) PRONAZEN (貯蔵施設建設国家プログラム, 1975)

(g) PROALCOOL (アルコール国家プログラム, 1975)

(h) その他

(B) PROTERRA (北・東北伯農地再配分及び農工業振興プログラム, 1971)

出 所 Boletim do Banco Central ほか。

表-3 銀行の義務的農業融資枠及び預託金の利息

時 期	義務的 融 資 枠	預 託 金 利 息	備 考
1967. 9	所定預金の 10 %	年 6 %	中銀決議69号
70. 3	〃	年 10 %	
70.10	〃	年 18 %	
73. 7	所定預金の 15 %	同 上	
79. 7	〃 17 %	同 上	
79.11	〃 15 %	年 10 %	
1980.12	〃 20 %	同 上	
81. 6	〃 25 %	同 上	
82. 8	所定預金の25%のほか、商業銀行及び投資銀行は高利の別枠として、総貸付額の10%及び5%	従来枠については年10%、別枠については4%利子+ORTN変動率による価値修正	82年度より農家の自己資金負担率が引上げられたため、その救済措置として別枠の資金供給をはかることとなった。但しこれの貸出金利は従来のもより高くなった。
82.12	商業銀行は従来の低利融資枠として総貸付額の85%のほか高利別枠として総貸付額の10%、投資銀行は高利農業融資枠として総貸付額の10%	同 上	銀行の当座性預金が激減したため、義務的融資枠の基準を総貸付額にし改めた。82.12と83.1の措置により現在商業銀行は、低利融資枠として総貸付額の85%、又は所定の預金の100%か何れかを選択することとなっている。なお投資銀行は低利の融資枠を免除されている。
83. 1	商業銀行は上記のうち、高利別枠について、所定の預金の100%を基準として選択できる。	同 上	

注 預託金利息とは、義務的融資枠の融資の履行を欲しない銀行又は履行できない銀行の、相当額の中央銀行への預託金に付される利息。

(2) 1975年から1979年まで

この時期ブラジル経済は、1974年の第1次石油危機を契機として大きく転換し、成長率の低下、インフレの再燃、国際収支の悪化を招くに至った。しかしこの間、ガイゼル政権(1974.3~79.3)及びフィゲレイド現政権(1979.3~)は、いぜん経済成長を優先し、石油、資材の輸入代替による成長と対外均衡の達成を基調に、大規模な投資を推進した。農業開発についてもこれを重視し、特にフィゲレイド政権はこれを最優先し、融資の拡充がはかられ、75年前後から数多くの特別プログラムが創設され、低利融資が拡大された。

しかし、このような低利融資の拡大は、1967年以降市中金利が自由化され金利水準が上昇したこともあって、農業金利と非農業金利との格差が拡大し、それによる利子補助の増大が財政赤字とインフレの大きな要因をなすとして一般の注目を集めるようになった。また、そのような融資の拡大は、小規模農家の対応力の弱さや、民間金融機関を含む機関貸し手の大規模農家選好傾向と相俟

って、融資が大規模農家に偏り、さらには多額の融資を受けた農家がその一部を他用途に流し、あるいは自己資金に代えて借入金を使用することにより自己資金を他用途に使うといった融資の不正さが問題とされるようになった。さらに、経済の成長とともに農業も高い成長を記録したが、それが主として外延的拡大によってもたらされ、生産性の向上によるところが少かったことから、融資の効果についても疑問がもたれるようになった。

このような事情を背景に、1977年には表-1のように、貸付金利について、生産費融資については引きつづき据置かれたが、固定資産融資については、必要資金の一部の自己資金による負担が義務づけられ、かつ利率が引上げられ、商品化融資についても利率の引上げが行なわれた。また、1979年には、営農融資について通貨予算における枠を撤廃して貸出しの拡大をはかる一方、融資額の算定に従来の最低保証価格とのリンクを切断し、新たに営農基礎価格(VBC)を定め、これをベースに算定することとし、営農融資が正確に実際コストを反映するようにし、また農業信用保険(PROAGRO)への加入も義務づけられ、制度の改善がはかられた。また、金利については、生産費融資は据置かれたが、固定資産融資については、零細農を重視して農家区分に新たに零細農を設けて4区分とし、零細農を除く農家について自己資金による負担率及び利率の引上げが行なわれ、融資の合理化がはかられた。さらに資金の調達についても、表-2のようにひきつづきブラジル銀行への中銀からの移転や基金及びプログラム資金の拡充がはかられたが、77年頃以降従来よりははや抑えられるようになった。

(3) 1980年以降

ブラジル経済は、1979年の第2次石油危機、世界的な景気の停滞、高金利等の国際環境のなかで、1980年以降、成長率の低下、インフレの異常な昂進、対外債務の巨額の累積という深刻な経済危機を招いた。発当初成長政策をとったフゲレイド政権も、80年以降は緊縮政策を余儀なくされ、82年末以降はIMFからの金融支援を受ける前提としてきびしい緊縮政策を強いられている。農業部門においても例外ではない。

特に農業融資については、これまで各種の改善措置を講じたものの、いぜんそれが利子補助によりインフレを助長するばかりでなく、大規模農家に偏り、地域的にも偏りがあり、生産性の向上に必ずしも結びつかないとの反省から、今後はできる限り補助の削減をはかり、これに代えて農産物価格の引上げを行ない、農業生産の減退と生産者の所得の減少を埋め合せるという政策の転換がはかられるようになった。

このようなきびしい情勢のもとに、80年以降、農業融資の条件は従来に比し格段にひきしめられ、かつ毎年(88年は年2回)めまぐるしく変更が加えられている。また、資金の調達についても、公的資金を極力抑え、これに代えて民間資金の活用をはかる方策が強行されている。

すなわち、表-1のように、1980年には、地域を従来の全国一本から、北、東北部(SUDAM、

SUDENE) 地域とその他地域に分け、金利については、生産費、固定資産とも価値修正付国債 (ORTN) の変動率 (直前12ヶ月) の一定割合を下限として利率を引上げ、金利にある程度インフレをスライドさせる方式がとられた。これにより利率は従来よりかなり大きく引上げられた。また、商品化融資についても引上げが行なわれ、特別プログラムについても条件のひきしめが行なわれた。

続く81年には、生産費、固定資産とも農家区分を零細及び小農、中農、大農の3区分とし、中、大農には自己資金による一定割合の負担を義務づけられ、利率が一率化、東北部地域35%、その他地域45%に引上げられた。また特別プログラムについては、81年以降原則として一般農業融資の条件を適用することとされ、北、東北部地域、その他特定のプログラムに限って緩和措置がとられることとされた。

さらに1982年には、生産費、固定資産とも金利は据置かれたが、中、大農の負担率が引上げられた。商品化融資については利率のかなりの引上げが行なわれた。他方、銀行の義務的融資枠についても、表-3のように、8月、商業銀行及び投資銀行に従来からの融資枠のほか、新たに別枠として総貸付額のそれぞれ10%及び5%の融資義務を課すこととされ、これを履行しない銀行については相当額の中央銀行への預託が義務づけられ、これについては年4%の利子とORTNの変動率による価値修正が付され、またこれの貸出しについては年12%までの利子と価値修正が付されることとなった。

1983年になると、生産費について各階層とも自己負担率が引上げられ (零細、小農も10%)、また生産費、固定資産とも金利をインフレに応じて半年毎に改訂することとされ、1~6月の利率は、消費者物価指数 (INPC) の向う6ヶ月間の予想変動率の一定割合に5%を加えたものとされ、これにより北、東北部以外の地域は大巾な引上げとなった。また、商品化融資も同じ地域で引上げられた。他方銀行の義務的融資枠については、その基準を従来の所定の預金の一定割合による方法から、総貸付額の一定割合による方法に改め、銀行の当座預金の激減に対応した措置を講じ、これにより商業銀行は、総貸付額の35%、又は所定の預金の100%の融資義務のほか、高利の別枠として総貸付額の10%の融資義務が課され、投資銀行は、高利の融資枠として総貸付額の10%の融資義務が課されることとされた。なお、この資金による貸付金利については、投資銀行とその他銀行との区分がなされ、前者については従来のとおり据置かれたが、後者については年8%までの利子と価値修正が付されることとされ利率が引下げられた。

1983年7月からは、さらに一部の改定が行なわれ、金利の設定に再びORTNの変動率の一定割合を使用することに改められた。また、旱魃被害地指定地区に対する優遇金利が設けられた。なお、銀行の義務的融資について、投資銀行以外の銀行の別枠融資の金利が、ORTNの変動率+3%に改められ、利率の引下げがなされた。

現行の農業融資条件は、以上のような過程を経て定められ、表-4のとおりとなっている。これによって金利を具体的に算定すると、表-1のように、10月現在、生産費、固定資産とも北、東北

表-4 ブラジルの現行農業融資の条件と原資

内		内			備	考	
A. 一般農業融資							
1. 低利融資							
(1) 貸付条件(1988年7月~12月まで)							
種	対象者	自己資金率	貸付金利(年利)			備	考
			① SUDAM/SUDE NE, エンブレッドサント, ジェネチーナ(MG)	② その他の地域	③ ①地域内にあって干ばつの被害地指定地区(※)		
生産費融資	零細・小生産者	※※ 10%	※※※ ORTN×70% + 3%	ORTN×85% + 3%	35%	国家通貨審議会決議 Res.827号(83.6.9付)規定による。 ※ Res.827号(83.6.9付)規定 (パイア州予備選定地域は指定地区に該当) ※※ フェジョン豆生産費融資の際の自己資金率は零細~大農まで0% ※※※ ORTN一価修正率 ※※※※	
	中生産者	※※ 40%					
	大生産者	※※ 60%					
固定資産融資	零細・小生産者	0%	同上	同上	同上	(1) 農業機械, 植林融資の際の自己資金率は中・大農とも10% (2) 土壌改良融資の際の自己資金率は中・大農とも20%	
	中生産者	※※※ 30%	(ただし, 100MVR以上の農機はORTN×100%+3%)	(ただし, 100MVR以上の農機はORTN×100%+3%)			
大生産者	※※※※ 50%	(ただし, 100MVR以上の農機はORTN×100%+3%)	(ただし, 100MVR以上の農機はORTN×100%+3%)				
(2) 融資の原資							
ブラジル銀行(BANCO DO BRASIL)及び一般商業銀行の資金で, 後者によっては融資貸付枠(ノルマ)として							
① 総貸付額の35%か, もしくは②当座性預金の100%を農業融資に振り向けることとされ, どちらの限度枠(ノルマ)基準をとるかは銀行側のオプションとされる。							
2. 補充融資							
生産費融資の農業生産者自己資金分を対象とする融資							
(1) 貸付条件(年利)							
① 投資銀行(BANCOS DE INVESTIMENTO)の場合							
ORTN×100%+12%							
② その他銀行							
ORTN×100%+3%							
(2) 融資の原資							
上記①②の銀行とも総貸付額の10%							
Res.783号(1982.12.16付)及びRes.798号(88.1.11付)規定並びにMCR(農村融資マニユアル)18-1号規定による。							

内 容	備 考
<p>B. 特別プログラム融資</p> <p>1. 貸付条件</p> <p>原則として「一般農業融資条件(A-1-(1))」を適用する。ただし、</p> <p>(1) 以下の特別プログラムの金利(年利)は、$ORTN \times 55\% + 3\%$とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ POLONORDESTE ○ PROTERRA ○ PROHIDRO ○ PROJETO SERTANEJO ○ PROCANOR ○ PROBOR (SUDENE, SUDAM, エスピリットサント及びジキチニョーニャ地域に限る) ○ POLOAMAZONIA <p>(2) SUDAM, SUDENE, エスピリットサント, ジキチニョーニャ (MIG) 地域内にあって干渉の被害を受けた地区の次の特別プログラムにあっては、特別金利(年利)とする。(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PROJETO SERTANEJO 5% (年) ○ POLONORDESTE ○ PROTERRA ○ PROHIDRO 12% ○ PROCANOR ○ PROBOR ○ POLOAMAZONIA ○ その他特別プログラム 35% <p>2. 融資の原資</p> <p>伯国中央銀行 (BANCO CENTRAL DO BRASIL) の「FUNAGRI 勘定」資金を充当する。(※)</p>	<p>Res. 827 号 (88.6.9 付) 規定</p> <p>※バイヤ州の拡大計画予備選定地区は指定地区に該当</p>

部地域 105 %、その他地域 127 % (直前12ヶ月のORTN変動率 145.88 %)となり、従来に比べるとかなり高いものとなっている。

なお、この時期には、食糧の増産、とくに小麦の増産、あるいは機械投資の維持のため、1981年に湿地帯利用国家プログラム (PROVARZEA)、82年にかんがい機器購入資金貸付プログラム (PROFIR)、及び農業投資プログラム (PROINVESTE) が創設された。

4. 融資実績と当面の問題点

表-5にみられるように、農業融資は軍事政権成立以降急テンポで増大し、とくに60年代の終りから70年代半ばまでの間の伸びが著しく、農業純生産に対する農業融資残高の比率は、65年の22.7 %、70年の71.5 %から、75年には実に105.5 %に達し、金融機関の対民間貸出しにせめる農業融資の比率も、65年の25.7 %から75年には35.5 %にのぼった。また、これを農業融資の対象別にみると、表-7のように固定資産に対する融資の比重がこの期間高まり、75年には融資総額のうち件数で26.8 %、融資額では31.2 %にのぼった。

これはいうまでもなく、経済の高度成長に伴う国内資金事情の好転、食糧の内外需要の増大に伴う農村資金需要の増大のほか、これまで述べてきたような融資条件の緩和、財政移転や銀行に対する農村融資の義務づけ等の政策によるものである。このような融資の増大は、近年のブラジルの農業生産の増大、なかでも作付面積の拡大による生産の増大に大きな経済的インセンティブを与えたと思われる。

しかし、70年代後半、とくに80年代に入ると、農業融資はいぜん増大しているとはいえるものの、増勢は相対的に低下し、表-5のように農業純生産に対する農業融資の比率は76年の88.6 %から82年の20.6 %に低下している。また、融資の対象別にみると、表-6のように生産費融資の比重が急速に増大する反面、固定資産融資の比重が急速に低下し、融資総額に対する固定資産融資の比重は、81年では件数で16.7 %、融資額で15.4 %と70年代半ば頃に比べ半分に低下している。

このような近年の農業融資の趨勢は、何よりも70年代における農業融資の増大に伴ってもたらされた財政負担の増大、融資の大農への偏り、生産性向上に対する寄与の低さといった諸問題についての反省から、融資条件のひきしめが行われ、とくに80年以降は経済の緊縮政策のもとで利子補助削減のための金利の引上げ、公的資金の抑制がはかられた結果にほかならない。

このような措置はもとより止むを得ない面があり、むしろこれまで長期にわたり名目金利が低い水準に抑えられ、実質金利はマイナスであったとさえみられることから、当然のこととする考え方もあり得る。しかし農業融資の現在の運営状況は、農業信用の目的に照らし、またブラジル農業の将来の発展にとって大きな問題を内包しているといわざるをえない。

その第1は、投資の停滞である。上述のとおり農業融資の比重の相対的低下のなかで、固定資産に対する融資は急速に比重を低下し、現在一般農業融資では事実上なくなっている。このことはい

表-5 農業融資の推移

単位 百万クルゼイロ、%

	農業純生産 (A)	農業融資残高 (B)	(B)/(A) (%)	対民間貸付 (C)	(B)/(C) (%)
1965	5,834	1,327	22.7	5,155	25.7
66	6,844	1,980	28.9	7,373	26.9
67	9,030	3,127	34.6	11,496	27.3
68	11,540	5,913	51.2	19,980	29.6
69	14,336	8,273	57.7	23,911	28.6
70	17,126	12,253	71.5	39,566	35.3
71	23,686	17,619	74.3	57,604	35.5
72	31,218	24,519	78.5	81,560	30.1
73	46,921	36,849	78.5	119,324	30.9
74	70,240	63,135	89.8	189,663	33.3
75	97,066	105,392	108.5	297,278	35.5
76	179,232	159,011	88.6	461,342	34.5
77	314,640	227,286	72.2	695,113	32.7
78	421,933	270,009	63.9	1,029,411	26.2
79	708,848	461,313	65.1	1,730,392	26.7
80	1,446,050	797,200	55.1	3,300,800	24.1
81	3,014,632※	1,423,500	47.2	6,410,900	22.2
82	5,869,714※	2,678,800	45.6	12,975,200	20.6

注 1) 農業融資残高は、中央銀行(再融資)、ブラジル銀行、商業銀行の各年末貸付残高。

2) ※印推定

出 所 Anuário Estatístico do Brasil 1982ほか。

表-6 農業融資の種類別構成

単位 %

	融 資 件 数			融 資 額		
	生産費	固定資産	商品化	生産費	固定資産	商品化
1970	54.5	23.6	21.9	44.5	27.1	28.4
71	54.7	26.3	19.0	43.5	29.5	27.0
72	54.2	27.4	18.4	41.6	33.0	25.4
73	55.0	29.1	15.9	42.7	33.0	24.3
74	54.4	28.2	17.4	45.0	30.2	24.8
75	57.9	26.8	15.3	43.8	31.2	25.0
76	57.8	25.4	16.8	42.2	32.4	25.4
77	58.7	21.7	19.6	47.2	24.2	28.6
78	58.2	23.0	18.8	47.6	24.9	27.5
79	57.1	23.8	18.3	50.2	25.0	24.8
80	67.2	18.4	14.4	55.5	19.2	25.3
81	74.4	16.7	8.9	58.7	15.4	25.9

注 構成比は、各年末融資総額(投資銀行等を含む)に対する比率

出 所 Anuário Estatístico do Brasil

うまでもなく農業生産性の向上と農業領域の拡大を困難にし、長期的な農業の発展に大きな問題を残すこととなる。

第2は、融資条件のひきしめによる農家負担の過重である。最近の金利（金融費用）の大巾な引上げは、自己資金による負担率の引上げと相俟って、農家負担を著しく大きなものとしている。いうまでもなく、金利の追加的負担能力は、所得の成長率と資本係数の大きさに左右され、成長率が高く、資本係数が小さいほど大きい。たしかに農産物の価格は表-7のように、ここ数年思い切った引上げられ、成長率の上昇に寄与しており、資本効率の高い既存の農家である限り、生産費融資については金利の引上げによる追加的負担に堪えることができるかも知れない。しかし価格の引上げには限界があり、事実82、83年産価格は、インフレの昂進するなかで前年をむしろ下回っている。購入品価格とのシエーレも近年は拡大傾向にある。長期の固定資産融資については、現状の金利による追加的負担は、負担の限界を超えるものとなっていると思われる。とくにセラード開発を行なう入植農家のように、初期投資が大きく、生産性の向上に時間がかかり、リスクも大きい経営にあっては、負担の限界をはるかに超えると思われる。結果的に自己資金の豊かな農家や投機的な投資家といった少数の農家のみが恩恵を受け、農業融資の一部農家への偏りを一層著しくするものとなる。この点は今後さらに具体的に十分検討しなければならない問題である。

表-7 主要農産物最低保証価格の上昇率

単位：前年比

	1975 1976	1976 1977	1977 1978	1978 1979	1979 1980	1980 1981	1981 1982	1982 1983
米	1.24	1.40	1.30	1.40	1.75	2.25	1.95	1.91
フェジヨン	1.30	1.28	1.25	1.33	1.65	2.94	2.06	1.86
とうもろこし	1.20	3.78	1.22	1.38	1.71	2.55	2.17	1.91
大豆	1.25	1.28	1.16	1.33	2.1	2.09	2.00	1.92
ソルガム	1.66	-	-	-	1.71	2.69	2.02	1.94
平均	1.23	1.77	1.27	1.59	1.50	2.36	2.10	1.86

注 平均は生産量による加重平均

第3は、銀行の義務的農業融資枠の拡大についての限界の問題である。もともと銀行の義務的農業融資は、農業部門に対する緊急融資の性格をもつものであったといわれるが、年々枠が拡大され、とくに最近では前述のとおり公的資金に代えて著しい拡大がはかられている。表-8のとおり、ここ数年農業融資にシめる中央銀行及びブラジル銀行の比重はかなり低下し、代って商業銀行の比重が急速に高まっており、82年で既に30%近くにまで達している。表-10のブラジル銀行及び商業銀行の農業融資の比重からみても、商業銀行の農業貸付の比重はここ数年高まっている。

いうまでもなく商業銀行の低利農業融資の拡大には銀行の性格から限界がある。このため最近では上述のとおり拡大枠のなかに高利の融資を含める措置がとられているが、これは農家の自己資金による負担分に対する補完融資として行われるとはいえ、農家にとってはかなり高い負担となる。

表-8 農業融資の金融機関別構成

		単位10億円, %			
		中央銀行	ブラジル銀行	商業銀行	計
融 資 額	1980	113.8	588.2	95.2	797.2
	1981	149.7	985.5	288.3	1,423.5
	1982	204.6	1,730.0	744.2	2,678.8
構 成 比	1980	14.3	73.8	11.9	100.0
	1981	10.5	69.2	20.3	100.0
	1982	7.6	64.6	27.8	100.0

(注) 1) 農業融資額は、中央銀行(再融資)、ブラジル銀行、商業銀行の各年末貸付残高。
 2) 農業融資にはこのほか投資銀行等によるものが総額の10%前後(80年3.4%、81年8.9%)ある。
 出 所 Boletim do Banco Central

表-9 ブラジル銀行及び商業銀行の農業融資の比重

	ブラジル銀行			商業銀行		
	貸付総額(A)	農業貸付(B)	(B)/(A)	貸付総額(C)	農業貸付(D)	(D)/(C)
1978	454.6	208.1	45.8	643.2	61.8	9.6
1979	751.8	357.9	47.6	1,117.5	103.3	9.3
1980	1,238.4	615.3	49.6	1,932.9	156.8	8.1
1981	2,081.2	1,013.7	48.7	4,123.2	370.9	8.9
1982	3,543.7	1,766.0	49.8	9,147.3	861.6	9.4

1) 中銀からの repasse を含む
 出 所 Boletim do Banco Central

表-10 農業融資の地域別構成

	融 資 件 数			融 資 額		
	1979	1980	1981	1979	1980	1981
北 部	2.5	3.4	3.1	2.6	3.1	2.4
東 北 部	18.4	23.1	31.5	14.0	16.8	18.5
中 西 部	6.6	6.6	6.4	10.9	10.4	10.3
南 東 部	35.7	33.0	31.3	34.7	34.5	31.4
南 部	36.8	33.9	27.7	37.8	35.2	37.4

(注) 構成比は、各年末融資総額(投資銀行策を含む)に対する比率。
 出所 Anuário Estatístico do Brtástico 1982

また、商業銀行の融資は銀行の性格から、大規模農家、収益性の高いプロジェクトに偏りがちである。融資枠の拡大は農業融資の偏りを益々大きくする結果を招きかねない。さらに、義務的農業融資枠の拡大は、中小企業貸出義務枠や強制預託等と相俟って銀行の自由貸出し枠を狭め、金利の上昇、外貨ローン導入につながるとの批判もある。

第4は、従来からいわれるマクロ的な問題がいぜん大きく改善されていないという点である。融資の大規模農家、特定農産物、特定地域への偏り等について従来から種々の改善措置がとられてき

たが、なお問題は残されている。例えば、表-10により融資の地域別構成をみると、近年南部、東南部の比重がやゝ低下し、これに代って東北部の比重が高まっているものの、南部、東南部の比重が圧倒的に大きく、北部、東北部、中西部の比重が極めて小さいという大勢に大きな変りはなく、北部、中西部の比重は近年やゝ低下さえしている。

5. 拡大計画対象候補州の金融事情

各州とも、ブラジル銀行、協同組合信用銀行等政府金融機関の支店、商業銀行等の本支店のほか、州立銀行等地方銀行がある。州の開発銀行は、ミナス・ゼライス州とバイヤ州のみである。また、各州対象地域の拠点都市にも、これら銀行等の支店があり、金融網は整備されている。

各州に関連する連邦地域開発機関、中央銀行管理の基金より融資される特別プログラム及び州の開発計画は表-11のとおりである。

ブラジル銀行の各州での融資実績をみると、表-12のとおり、対民間貸付の全国に対する比率は、ミナス・ゼライス州が最も高く 10.1%、次いでバイヤ州の 5%、ゴヤス州の 3.8%、南マット・グロッソ州及びマット・グロッソ州の 2.1%となっており、農業融資の全国に対する比率もほぼこれに近いものとなっている。しかし、各州における農業融資の融資総額に占める比重は、これとは逆に南マット・グロッソ、マットグロッソ州で最も大きく、ミナス・ゼライス州で最も小さくなっている。農業融資額の多いミナス・ゼライス州等では、農業以外部門へも多くの融資が行なわれていることを示している。

また、表-12によって、農業技術援助・普及システム (Sistema de assistência técnica e Extensão rural) と連携した融資計画の州別分布をみると、ミナス・ゼライス州が圧倒的に多く (全国 1)、バイヤ州、ゴヤス州がこれに次いでいる。

これらの資料からみると、農業融資の利用度は、ミナス・ゼライス州で最も高く、バイヤ州、ゴヤス州がこれに次ぎ、マット・グロッソ、南マット・グロッソではなお低いといえよう。

表-11 ブラジル銀行農業融資の拡大計画
候補州別・部門別構成 (1981)

	州 別 構 成		州 別 部 門 別 構 成			
	対民間貸付	うち農業貸付	農 業	工 業	商 業	そ の 他
全 国	100.0	100.0	48.9	31.8	10.0	9.3
バ イ ヤ 州	5.0	7.5	72.7	11.7	7.8	7.8
ミナス・ ゼライス州	10.1	10.4	50.3	28.8	6.9	4.0
南マット・ グロッソ州	2.1	3.5	81.7	8.2	2.5	7.6
マットグロッソ州	2.1	3.5	81.4	5.3	1.5	11.8
ゴ ヤ ス 州	3.8	5.8	80.4	11.7	2.0	5.9

出 所: Anuário Estatístico do Brasil 1982

表-12 農業技術援助・普及システムと連携した融資プロジェクト(1981年)

	プログラム数	比率%
全 国	241,079	100.0
バイヤ州	24,072	9.9
ミナス・ゼライス州	55,508	23.0
南マト・グロッソ州	3,962	1.6
マト・グロッソ州	5,989	2.4
ゴヤス州	7,268	3.0

出 所、Anuário Estatístico do Brasil 1982

表 13 拡大計画対象候補州に関連する連邦開発機関、特別プログラム、州の開発計画

略称・(通称)	機関・プロジェクト名	目的	その他
1. 連邦地域開発機関 (1) SUDECO (2) SUDENE (3) SUDAM 2. 特別プログラム (1) PROINVESTE	中西部開発庁 東北伯州開発庁 アマゾン開発庁 農業投資プログラム (1989. 6. 29)	伯中西部セラード地帯の総合開発計画企画及び実施 東北伯州乾燥地帯の総合開発計画企画及び実施 北伯アマゾン地帯の (1) 農業機械・車輛購入資金 (2) 新農地の造成(伐開, 整地)資金 (3) 土壌改良(酸度矯正・集中施肥)資金	1967年設置 内務省所管 1959 1966 (1) 資金源 - 国家予算, 世界銀行, その他国家通貨審議会(CMN)が指定する資金 (2) 対象地域 - 伯国全域ただし農地造成・土壌改良融資は以下の地域に限る。 ① ミナス州 - 西経45°以西, 南緯29°以北。 ② ゴヤス及びマツト・グロソ州 - 南緯15°以南 ③ 連邦直轄区及び南マツト・グロソ州全域 (3) 貸付条件① 融資率 40% ~ 100% ② 貸付期間 5 ~ 6年(内償還2年) ③ 金利: 表-4
(2) POLONORDESTE	東北伯州総合開発プログラム (1974. 10. 30 日制定) 法律 74. 794 号	東北伯州地方に開発拠点を設け, 農畜産活動の近代化を促進するための資金で (1) 生産費融資 (2) 固定資産・半固定資産融資 (3) 土地購入融資 に向ける。	(1) 資金源 - PROTERRA(北・東北伯州再配分及び農工業振興プログラム)資金, PIN(国家総合プログラム)資金, 国家予算, 外国資金, その他 (2) 対象地域 - アラゴアス, バイア, セアラ, マラニオン, ミナス, パライバ, ペルナンブーコ, ピアウイ, リオ・グランデ・ド・ノルチ, セルジッペの各州で指定された地域
(3) PROJETO SE-RTANEJO	東北伯州乾燥地帯開発援助特別プログラム (1976. 8. 23 日制定) 法律 78. 299 号	東北伯州乾燥地帯の回復を目的に開発拠点を設け灌漑施設の建設, 農地の購入, 乾燥農業技術の普及を図るための資金	(1) 資金源 - 伯国中央銀行資金, 企画省よりの補助金 (2) 対象地域 - アラゴアス, バイア, セアラ, ミナス, パライバ, ペルナンブーコ, ピアウイ, リオ・グランデ・ド・ノルチ, セルジッペの各州に設けられた拠点 (3) 貸付条件① 融資率: 100%

種類	項目	融資率	貸付期間	金利
固定・半固定	100MVRまで	100%	8~12年 (償還4~6年)	表-4
土地融資		100%	20年(償還6年)	

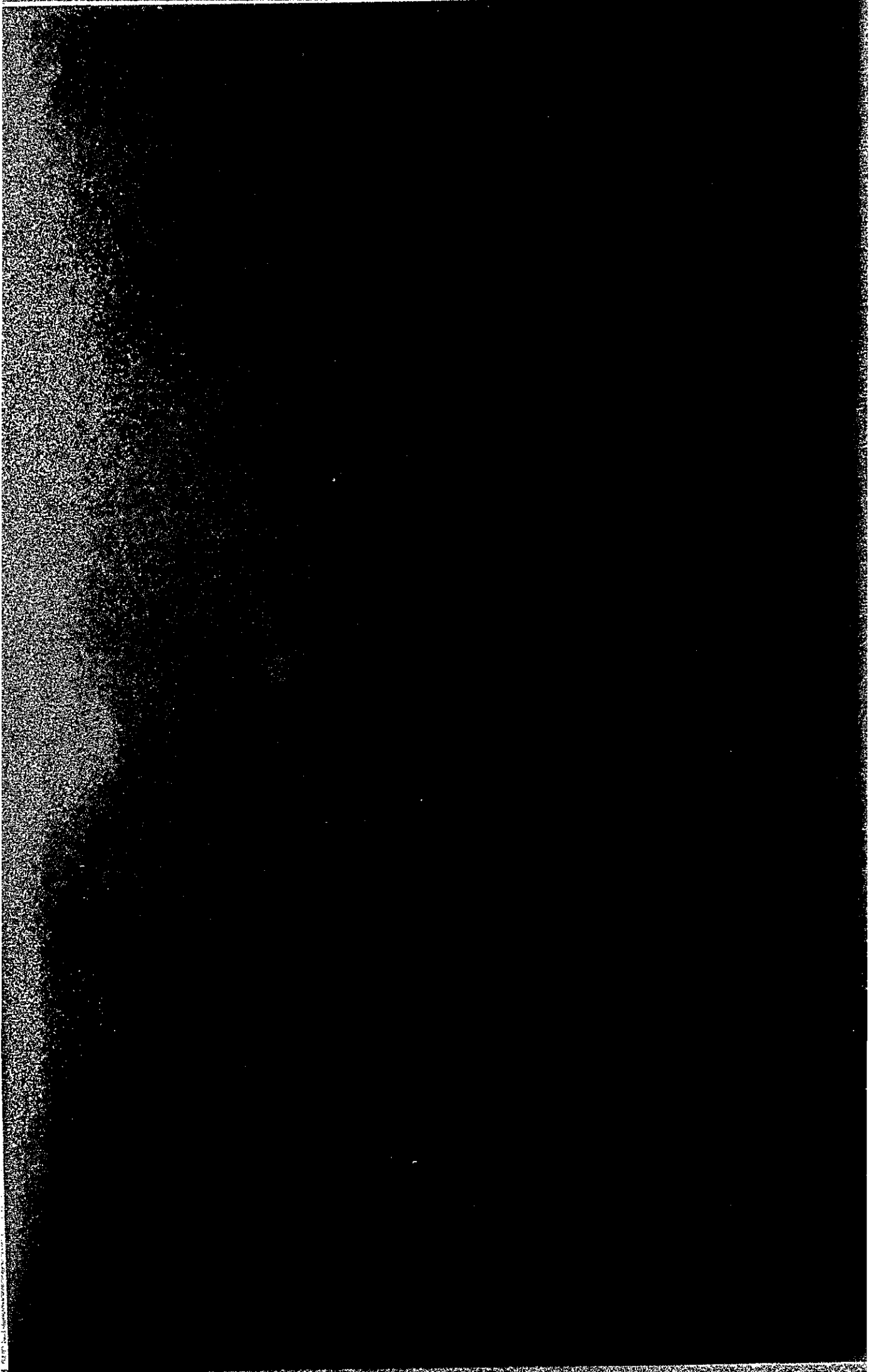
略称・(通称)	機関・プロジェクト名	目的	その他
(4) PROFIR	灌漑機器購入資金貸付プログラム (1982. 2. 10 日制定) 法律 86.912 号	灌漑機器の導入により食用作物の生産性向上を図るための資金	<p>②貸付期間：20年(内据置6年)</p> <p>③金利：表-4</p> <p>(4)実施機関-早稲奨励対策本部(DNOCS)-内務省</p> <p>(1)資金源-国家予算, 外国資金</p> <p>(2)対象地域①融資額が400MYR(約2百万円)以下であれば全国</p> <p>② 以上である場合は, バイア, 連邦直轄区 ゴヤス, マントグロソ, 南マツト・グロソ, ミナス, パラナ, リオ・グランデ・ド・スール, サンタ・カタリー ナ, サンパウロ州内の指定された郡内。</p> <p>(3)融資条件①融資率：80～100%</p> <p>②貸付期間：6年(内据置2年)</p> <p>③金利：表-4</p>
(5) PROVARZEA	湿地帯利用国家プログラム	灌漑水工事を通じて湿地帯の農地化を図るための資金	<p>(1)資金源-国家予算, 外国資金(世銀)</p> <p>(2)対象地域-全国</p> <p>(3)融資条件①融資率：80～100%</p> <p>②貸付期間：6年(内据置2年)</p> <p>③金利：表-4</p>
(6) PROPEC	畜産開発国家プログラム	畜産の振興及び生産性の向上を目的に生産技術及び施設の近代化を図るための資金	<p>(1)資金源-中銀管理資金, その他金融機関資金</p> <p>(2)対象地域-全国</p> <p>(3)融資条件①融資率：50～100%</p> <p>②貸付期間：8～5年</p> <p>③金利：表-4</p>
(7) PROHIDRO	東北伯半乾燥地帯水資源利用プログラム (1979. 9. 20 日制定) 国家通貨審議会決議 570 号	東北伯の半乾燥地帯の地上水, 及び地下水の有効利用を図るための資金	<p>(1)資金源-国家予算</p> <p>(2)対象地域-アアゴア, バイア, セアラ, ミナス, パライーバ, ベルナ ンブーコ, ピアウイ, リオ・グランデ・ド・ノルチ, セル ジッパペ州内の指定された郡内</p> <p>(3)融資条件①融資率：50～100%</p> <p>②貸付期間：10～12年(内据置3年)</p> <p>③金利：表-4</p>
(8) PRONAZEM	農場内貯蔵施設建設国家プログラム (1975. 5. 02 制定) 法律 75. 688 号	農場内に作物貯蔵施設を建設するための資金	<p>(1)資金源-毎年国家通貨審議会にて決められる資金及び金融機関資金</p> <p>(2)対象地域-全国とするが, 中西部地域を優先する。</p> <p>(3)融資条件①融資率：50～100%</p> <p>②貸付期間：10年(内据置2年)</p> <p>③金利：表-4</p>

略称・(通称)	機関・プロジェクト名	目的	その他
(9) PROVAL	機関・プロジェクト名 農業用石炭国家プログラム (1975)	石炭利用の振興を図るため、石炭の探掘、貯蔵、施用のために貸し出される資金	(1) 資金 邦一国家予算及び金融機関資金 (2) 対象地域 一全国 (3) 融資条件 ① 融 資 率：80～100% ② 貸付期間：5年 ③ 金 利：表-4 農家向融資の場合
(10) PROALCOOL	アルコール国家プログラム (1975.11.14 制定) 法律 76.588 号	燃料及び工業原料用アルコールの増産を図るための資金	(1) 資金 邦一アルコールエネルギー活用プログラム資金、その他国家通貨審議会が定める資金 (2) 対象地域 一全国 (3) 融資条件 ① 融 資 率：50～100% ② 貸付期間：3年(サトウキビの場合) ③ 金 利：表-4 農家向融資の場合
(11) PROBOR III	天然ゴムの生産振興プログラム	天然ゴムの生産量及び生産性を向上させるための資金	(1) 資金 邦一国家予算、ゴム監督庁(SUDHEVEA)資金、その他 (2) 対象地域 アクレ、アマパー、アマノナス、バイア、ゴヤス、南マトグロ、ミナス、マント・グロソ、ハラウ、ペルナンブーコ、リオ・デ・ジャネイロ、ロンドンニア、ロライマ、サンパウロ、州内で指定された地域 (3) 融資条件 一サブプログラムが6あり、それぞれサブ・プログラムの種類によって異なる。
8. その他州の開発プログラム			
(1) バイア州			
○ PRDI	農村統合開発プログラム	特定地域の統合経済開発(インフラ・農業融資)	1976年制定、サブプロジェクトとして「サンフランシスコ以西地域農村統合プログラム」がある。
(2) マント・グロソ州			
○ PROMAT	マ・ト・グロソ州開発プログラム	社会・経済総合開発(インフラ・農業融資)	
(3) ミナス・ゼライス州			
工業用水計画		搾油、農産加工業のための用水確保計画	
(4) ゴヤス州			
○ リオ・フェルモーズ		米3万HA、大豆5千HAのかんがい計画	
○ アルト・パライーゾ		小農の定着をねらう1万4千HAの開発計画	

第 五 章

開 発 協 力 効 果

1. 技術的効果
2. 社会的効果
3. 経済的効果



開 発 効 果

1 技術的効果

試験的の事業対象地域としての、マツト・グロッソ、バイア州は、従来奥地在来形農業が行われてきた。即ち自給のための農業生産、および自然林野からの優用材の伐不等で、生計をたててきた、いわゆる小農による農村社会形態である。

一方先進農業地帯であるサンパウロ、パラナ、リオ・グランデ・ド・スール州等では、集約かつ企業的農業形態で、そのちがいは作物のha当りの収量、トラクターの所有台数、また農業協同組合数等からも、うかがい知れる。

図1-1 主要作物の州別単収

単位: t/ha

州 \ 作物	大豆	とうもろこし	フェジヨン	マンジョカ	米	砂糖きび
サンパウロ	1.90	2.34	0.66	21.11	1.21	65.60
パラナ	2.20	2.49	0.67	18.75	1.80	70.71
リオ・グランデ・ド・スール	1.60	2.09	0.66	12.34	4.01	26.77
バイア	0.33	0.32	0.36	16.00	0.79	44.00
マツト・グロッソ	1.87	1.65	0.45	15.00	1.09	47.40
全国平均	1.76	1.84	0.46	11.95	1.36	54.82

出所: IBGE

図1-2 農業者1,000人当りの
トラクター所有台数

	1975年	1980年
サンパウロ	74.3	99.6台
パラナ	20.4	43.9
リオ・グランデ・ド・スール	40.8	68.2
バイア	1.7	4.3
マツト・グロッソ	10.0	34.7
全国平均	15.9	25.1

出所: IBGE

図1-3 州別農畜産関係組合数
(認可済)

(1980-81年)

	組合数
サンパウロ	198
パラナ	80
リオ・グランデ・ド・スール	205
バイア	20
マツト・グロッソ	31
全国計	1,393

出所: MA/INCRA/IBGE

先進地のサンパウロ、パラナまたリオ・グランデ・ド・スール州等から、パイア、マツト・グロソ州へ適切な農業者が流入した場合、地元農業者に対し、次のような刺激を与え、かつ地元農業者の考え方の変革につながり、それが連鎖的に他の農業者へ伝播して行くことが期待される。

(1) 新規作物の導入と展示効果

従来ブラジル南部でとりあげられていたもので、パイア、マツト・グロソ州に導入可能と考えられるものに、みかん、ぶどう、バナナ、パイア等の果樹類、鶏、豚等の小家類、やさい類、があげられる。

これらの作物が、既存農業者に導入されることにより、経営の多角化による危険分散、収入の増大に結びつく。

また従来習慣や勘でおこなわれてきた営農も、科学的背景をもつ、栽培体系によってゆくことが推定される。南部先進地域から入植した人達が、営農を展開してゆく過程において、その圃場、作業方式、利用機械等をつうじ、既存農業者に与える展示効果は大きい。

(2) 土壌保全、病虫害対策、優良種子の導入等先進技術の移転

従来奥地農業は生産集団の少ない、焼畑移動式農業が主であったため、放牧あるいは自然肥沃度を前提とした、低位安定の耕作が行われてきたが、今後生産の団地化、農業の定着化にともない、土壌保全、病虫害防除、優良種子の導入等一連の先進技術が導入されることになる。

(3) 機械化農業と機械の維持管理技術の移転

生産団地が形成され、農耕機械の導入にともない、その操作、維持管理、修理技術等ハード・テクニクスが既存農業者に移転し、あらたな農業手法、知識が移転して行くことが考えられる。

(4) ソフト・テクニクスの移転

新規入植者が単収をあげ、規模を拡大し、収益をあげてゆく姿を、既存農業者がみるとき、「どうしたらそのように出来るか」の疑問、意欲が出てくると思われる。即ち有利な経営の組立て、普及、試験機関からの情報の入手適用、金融機関の活用等ソフト・テクニクスの移転は、入植事業の既成社会への最も大きな貢献といえよう。

2. 社会的効果

(1) 社会経済的効果

セラード開発は土地所有者、開墾業者等を通じ波及的な形で税収増、雇用増、第二次、第三次産

業の伸長等に結びつき、地域経済の発展に寄与しよう。特に、都市に集中しつつある非雇用者の増大による、都市問題が深刻化しつつあるが、セラード開発により、地方に雇用機会を提供することにより、地方都市の健全な発展を促し、社会的な不安を取り除くことにつながる。

(2) 農業開発に与える効果

1) 耕地の外延的拡大による農業発展

図2-2に示すように、ブラジル農業における生産の増大は、単位面積当たりの収量増大ではなく、主として耕地面積の増大によって達成されてきた。開拓可能な土地資源が十分にあり、社会的インフラストラクチャーや、農業機械化により、耕地の外延的拡大の限界費用が、耕地の内延的拡大のそれよりも小さい場合、耕地の外延的拡大が経済的に有利な農業発展の方向となる。したがって、このような段階にあると考えられるブラジル農業にとっては、耕地の外延的拡大を妨げる技術的、制度的、資金的障害をとり除こうとする日伯セラード開発の持つ意義は大きい。具体的には、このようなフロンティアである地域の農業開発では、初期投資が大きく、経営が安定するまで時間を要し、リスクも大きいので、長期で低利の資金と技術援助が必要とされる。この場合、国内では求められない先進国からの資金の供給、技術の移転、ノウハウの補完等が必要となる。例えば、一定の経済成長率にもとづく試算によれば、図2-1のように歴大な投資が必要となる。

図2-1 2000年での穀物生産への必要投資額(75年価格で10億ドル)

	土地開発	灌漑投資	土壌保全	洪水防ぎよ	機械投資	合計
アフリカ						
粗投資額	1.1	0.8	0.4	0.1	3.3	6.9
(比率パーセント)	(15.9)	(11.5)	(6.0)	(0.7)	(48.2)	(100)
極東						
粗投資額	0.7	8.7	0.4	0.2	13.0	26.5
(比率パーセント)	(2.6)	(33.0)	(1.6)	(0.7)	(48.9)	(100)
ラテンアメリカ						
粗投資額	2.4	2.7	0.5	0.1	11.4	19.1
(比率パーセント)	(12.7)	(14.0)	(2.8)	(0.6)	(59.7)	(100)
中東						
粗投資額	0.1	2.6	0.1	0.03	3.5	7.2
(比率パーセント)	(1.6)	(36.4)	(1.9)	(0.4)	(47.9)	(100)

出所: Agriculture toward 2000, p91, Table 4.23

2) フロンティア拡大の誘導

開発の自然的・経済的諸条件について不明点が少ない狭義のフロンティア地域については、純粋に民間による入植は困難が伴う。この点で、より厳しい条件の地域で計画されている新たな試験的事業は、開発可能性に関する情報の供給を通じ、民間によるフロンティア拡大の誘導に資する。また、まだ十分でないフロンティアのインフラストラクチャの整備は、このような試験的事業と連携して行われることにより経済的効率を増加させうる。

3) 間接的な農地改革による中農育成

南部諸州での小農の規模拡大は、土地価格の上昇、農地改革の困難さ等により、総じて私的、社会的費用が大きいとみられる。しかし、セラード地域への移動による規模拡大は、土地所有権の移転にかかわる費用を公的介入によって大きく減少しうるので、いわば間接的農地改革により中農の育成を進めることになり、分配面で望ましい効果をもつ。

4) 社会的農村開発から企業的農業開発への移行

これまで、小農に対する社会政策的立場からの小規模な農村開発に力点が置かれてきた地域も少なくない（例えばバイア州）が、日伯セラード農業開発におけるように、企業的農業を併せて開発推進することにより、農業生産の増大を図ることができる。

(3) 拡大計画とブラジル経済

ブラジルは1979年以来農業最優先の開発戦略を進め、インフレの克服、国際収支の改善、所得格差是正等をめざしてきたが、現今の金融危機に当たり健全な財政運営と節度ある外国借款を行っていくとしても、なお農業開発を最優先に取り組みざるを得ない。とくに、大豆等の輸出拡大、小麦の輸入減少等により国際収支の改善に資すると期待されるセラード開発の意義は大きい。

(4) セラード農業開発と世界の食糧生産・日本の食糧安全保障

開発途上国においては、人口増加、食糧消費水準の改善等から基本的に需要の伸びに供給能力が及びえない状況にある。このため、開発途上国では、生産の増加を図らなければならない。また、世界的にみても、長期的な気象変動等に備える食糧生産も必要とされている。南米地域は、他大陸及び他地域に比して自然条件に基づく潜在生産量は格段に高く、耕地拡大のポテンシャルがある（表-2）。

ことにセラード地域は土壌改良の可能性及び開墾の費用が低いことから、世界的な視野の中で最も経済的に有望な農業開発のフロンティアとして位置づけられる。

図 2 - 2 穀物換算絶対最大生産量

大陸計・世界計

	穀物換算最大生産量 (MPGE) (100万トン)	世界計に対する構成比率 (%)	ヘクタール当たりのMPGE (Kg/ha・年)
南アメリカ	11106	22.3	18014
オーストラリア ニュージーランド	2358	4.7	10447
アフリカ	10845	21.8	14259
アジア	14281	28.7	13182
北・中央アメリカ	7072	14.2	11250
ヨーロッパ	4168	8.4	10454
世界計	49830	100.0	13368

出所: Model of International Relation in Agriculture

このようなブラジルのセラード開発が進むことは、国内の需要増に対応して食糧の自給を図っていくのみならず、輸出の増加を通じて国際食糧貿易に一定の影響を与えよう。例えば、大豆を例にとると、世界の生産量87百万トン(1981年)、そのうち30%が世界貿易に仕向けられ、世界の大豆貿易量に占める日本の割合は、その半分以上の15.8%である。他方、輸出国をみると、1978年で65%がアメリカ、18%がブラジルである。ブラジルの世界の輸出増加に寄与した割合は、1963~71年は9%、1971~78年は31%であった。大豆の貿易量が生産に比して決して多くないことは、僅かな生産の変動により貿易量を受ける影響が大であることを示しており、特にアメリカが輸出の独占的地位を有していることは、日本の大豆確保が二重の意味で脆弱な基盤の上にあることを示している。このような中で、ブラジルの大豆の生産・輸出が伸長することは、食糧不足の開発途上国等の輸入が伸びなければ、全体的に供給過剰をもたらすが、アメリカの輸出における独占的地位に変更を与えよう。

したがって、セラード開発は、特に大豆にみられるように、世界の食糧供給の増大をもたらし、国際的な食糧需給の緩和を通じて日本の輸入を容易にし、異常時の供給保証に役立つことができる。更に、長期的にみれば供給源の拡大、多角化にもつながると期待される。

3 経済的効果

セラード開発の経済的効果は、直接的には農畜産物の増産をもたらすことであり、それによって生ずる農業収益の増大、食糧輸入の節減、農産物輸出額の増加、外貨節約や蓄積への貢献、食糧自給率の向上などである。

一方この事業を実施することによって本格事業地区約250戸、試験的事業地区約100戸計約350戸の自営農家が新たに誕生するばかりでなく、農場営農のため常雇、非常勤の労働者を雇用するようになるため、労働者に新たな雇用機会を与えることとなる。

入植のための初期投資は、開拓土地改良のための労働力と資材を、また引続いて行われる営農のためには農業機械類、諸資材を必要とする。従って、石灰、磷鉍産業、農機具産業、肥料、農業、種子産業などに対して刺戟を与える。また、それらの購入資金は銀行融資でまかなわれるから、金融市場の活生化をもたらすことにもなる。

モデルロッテで生産された農産物は市場へ出回るが、それでもたらされる流通税、組合手数料、倉庫料などの増収は、組合活動の活生化、租税へのはね返りなどを通じて地域社会の経済を刺戟し、地方公共団体の財政事情を豊かにする。

以上のべた本事業の経済効果について計数的に明らかにできるものから、主として本格事業を例に示してみよう。

(1) 本格事業生産安定時の農業産出

モデルロッテ当たり大豆期待産出量500トン、小麦7.0トン、とうもろこし180トン、コーヒー108俵(60Kg入)、牛乳61Kℓ、および牛肉、約30頭(販売)と推定されるから、本格事業地区10万Ha、250ロッテからの総農業産出は下表のとおりで、作物収入13,245百万cr\$、畜産物収入1,650百万cr\$に達する。これら作物の産出によってブラジルは年間外貨8,006万us\$の収入又は節約が実現できるみこみである。

図3-1 安定時の農業産出試算(1983年5月価格)

	産出量	産出額	外貨収入又は節約
	トン	百万 cr\$	us\$
大豆	125,000	8,750	6,662
小麦	17,500	1,750	350
とうもろこし	45,000	1,800	531
コーヒー	27,000俵	945	463
合計		13,245	8,006
牛乳	15,250Kℓ	1,373	
牛肉	7,500頭	277	
合計		1,650	

(2) 雇用機会の造出

入植農業造成時に、社会インフラ整備に1団地当たり500人日、農場開墾土地改良等に1ロッテ当たり35人日が必要とされる。一方、入植後営農のために平常時常用8人、臨時1日平均5人日、収穫時に5人を2ヶ月、但しコーヒーは10人を15日間雇用すると推定される。

図3-2

	1 ロッテ当たり	1 団 地	全 域
社会インフラ整備	—	500人日	2,500人日
農業開墾土地改良	35人日		8,750人日
営 業			
常 用	8人年		2,000人年
非 常 勤	5人年		1,250人年
収 獲 時			123,750人日
計			138,250人日

以上の情報をもとに本格事業で新たに創出される雇用機会を整理したのが上表である。

(3) 資機材、農機具類購入数量

本格事業で当面必要とされる資機材、農機具類の年間総量は下表のとおりである。

図3-2

	(単位)	数 量	計 算 基 礎
石 炭	1000トン	150	Ha当たり2トン
燐 鉍	〃	150	Ha当たり2トン
肥 料	〃	25	Ha 大豆0.3トン、とうもろこし、0.4トン 小麦0.3トン、コーヒー0.87トン
トラクター	台	500	1ロッテ2台
ハーベスター	台	250	1ロッテ1台
トラック 大	台	250	〃 1台
トラック 小	台	250	〃 1台

(4) 流通税、社会保障金積立

流通税は農産物販売額の平均11%社会保障積立は販売額の2.5%と見積られるから、本格事業実施によって、流通税1,457百万cr\$, 社会保障積立331百万cr\$, 計1,788百万cr\$に達する。

